

# 明石浦国民健康保険組合の解散について

## お知らせ

当組合は、平成23年3月31日をもって解散することになりましたので、これまでの御協力に御礼申し上げるとともに、今後については、下記の事項に御留意下さるようお願いいたします。

### 記

1. 3月診療分(4月請求分)は、請求遅れのないようにしてください。

なお、医療費(老人医療費を含む)の債権申出期間は平成23年9月末日までとなりますので、早期に請求してください。返戻分の再提出についても期限内に願います。

2. 4月1日以降の明石浦国民健康保険組合の被保険者証(保険者番号283028)は、一切使用できませんので、4月1日以降においては、当組合の被保険者であった者については、新証の提出を求めて下さい。

平成23年3月

明石浦国民健康保険組合  
兵庫県国民健康保険団体連合会